

国際日本文化研究センター人権委員会規則

平成18(2006)年11月16日 制定
令和4(2022)年3月17日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター組織運営規則（平成16年4月8日制定）第16条の規定に基づき、国際日本文化研究センター人権委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は同和対策等の人権問題（ハラスメントを除く。）に関する重要事項について審議を行う。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 所長が指名する副所長 1名
- (2) 専任教員のうちから所長が指名する者 若干名
- (3) 総合研究大学院大学文化科学研究科国際日本研究専攻長
- (4) 管理部長
- (5) 職員のうちから所長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第5号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条の委員のうちから所長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年11月16日から施行する。
- 2 この規則の施行後において、第3条第4号の最初の委員に係る任期は、第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。